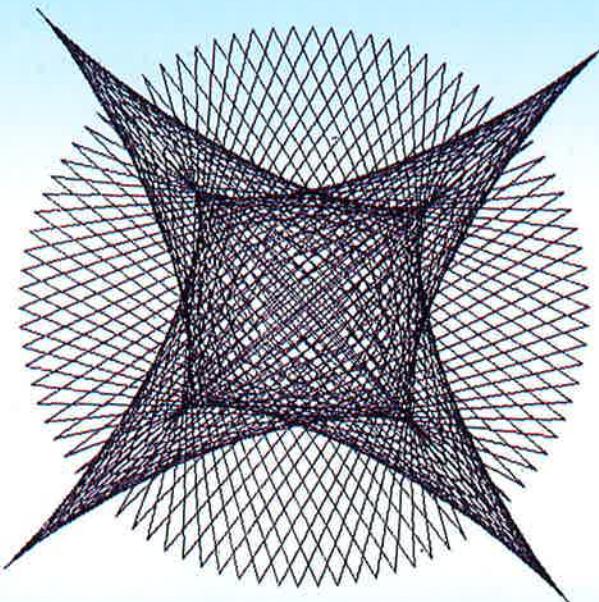


沖縄における  
**多重債務者の実態**



沖縄県司法書士会

## 目 次

発行に際して…沖縄県司法書士会会長 小泉 勝	1
相談会について—クレサラ相談会実行委員長 前堂正進	2
沖縄の自己破産の実態	3
クレサラ相談会アンケート結果	18
<b>資 料</b>	
新聞報道	26
クレサラ問題相談会に参加して	36
沖縄県下のクレサラ問題の取り組み	41

# 発行に際して

沖縄県司法書士会  
会長 小泉 勝



近年、沖縄における多重債務者の問題、自己破産や調停の激増が問題になっています。平成7年の1年間に、当会会員の取り扱った新規の自己破産の申立て件数は、調査の結果175件にものぼっています。これは、県下の同年総破産件数の36%であり、しかも名護市から糸満市までの数多くの会員の取り扱った件数の集約です。

県司法書士会の会長として、多くの会員が裁判事務の一環として破産手続や調停手続きに取り組んでいることを歓迎しています。司法書士は、県民の権利の保全に寄与すべき職責をもっています。多くの会員が、県民の身近な法律等の相談相手として奮闘していることを力強く思い、この努力をさらに強めることが求められていると思います。

さて、本パンフレットには、会員の扱った破産手続者の申立書等資料を分析した結果、会のクレサラ相談会のアンケート結果の結果等が収録されています。同様な調査資料がほとんど無いだけに、本調査結果が関係官庁や大学等教育機関、関係各分野の皆様の参考に供され、本県における多重債務者問題の解決への各分野の取組が一層強化されることを願うものです。

最後になりましたが、当会のクレサラ相談会の実施に多大な協力を寄せて下さったマスコミ関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。琉球大学の花城梨枝子助教授（教育学部）には、事前研修会の講師や相談会アンケート結果の集約等にもご協力を頂きました。紙面を借りて感謝を申し上げ、今後のご支援ご協力をお願いする次第です。

# 相談会について

クレサラ相談会実行委員会  
委員長 前 堂 正 進



平成8年3月9日、10日の両日、県下2会場でクレサラ相談会を実施致しました。平成6年10月に、第1回目の相談会を実施しましたので、県会としては今回が2回目となります。

本年度は、那覇市と沖縄市で2日間とも面接相談会として実施いたしました。2日間をとおして、両会場で180件の相談が寄せられ、県下の多重債務者の多さに愕然とする思いです。相談会後も、県会の司法書士無料法律相談に多重債務をかかえた県民からの相談が相次いでいます。平成7年度の会相談センターに寄せられた多重債務問題は、総数で66件にも及び総相談件数(157件)の37%も占めています。これらの相談件数は県会が記者会見で強調したように、沖縄に於ける多重債務者の実態が極めて深刻なものであり、今後ますます破産者が急増する恐れが高いことを示していると考えます。

国民の権利保全に寄与することを職責とする司法書士が、破産や調停等をとおして奮闘することは県民への責任でもあります。市民の最も身近な相談相手として、登記・法律問題についての相談活動を全県的に強化することが求められていると思います。今後とも、クレサラ相談会を継続発展させていく事をお誓いし挨拶とします。

# 沖縄の震災 破産の実態

- 
- 1、急増する県下の破産と調停
  - 2、実態調査から
  - 3、県下の破産急増の要因
-

# 沖縄の自己破産の実態

平成8年2月発表

沖縄県司法書士会 相談会実行委員会

## はじめに

平成6年10月、沖縄県司法書士会で初めて「多重債務者相談会」を実施しました。数百名の県民が相談に殺到し、沖縄における多重債務者の実態の深刻さを浮き彫りにしました。以降、当会会員は破産手続・調停手続きを通して多重債務問題の解決のために微力ながら奮闘してきました。

しかし、全国的には自己破産者が4万件台で頭打ち傾向をみせている事に反し、沖縄県においては5年連続の急増傾向が続いています。平成元年を百とした場合、全国が約4倍の増加（平成6年）ですが、沖縄では約13.8倍（7年）という驚異的な増加となっています。平成7年の沖縄県下の新申立件数は486件でした。人口10万人当たりの破産者が、日本全国で31人と言われるなかで、沖縄では41名と全国平均をはるかに上回る状況になっています。県下の簡易裁判所における貸金関係調停事件も同様に急増を続けています。平成7年で2672件（平成5年の2倍強）となり、破産には到らないまでも多重債務をかかえて悩んでいる県民が相当な人数になっている事を示しています。（単純に計算すると県民500人に1名）

このように、沖縄に於ける多重債務者の問題は、全国と比べても極めて重要な社会問題になっているのであり、その解決に向けて各方面の関係者の緊急な努力が求められています。

平成7年、当会会員の取り扱った破産申立件数は、実態調査への回答分だけでも175件になりました。全申立件数の36%です。この実態調査の結果を分析し、県下における急増する破産者の実態を少しでも明らかにして問題解決の手掛かりの資料にすべく報告するものです。

# 1、急増する県下の破産と調停

## (1) 自己破産の急増（那覇地裁）

	沖 縄	対前年度比	全 国	対前年度比
平成元年	35件	112%	9,433件	98%
平成2年	23件	65%	11,480件	122%
平成3年	72件	313%	23,491件	204%
平成4年	303件	420%	43,144件	183%
平成5年	322件	106%	43,545件	101%
平成6年	411件	127%	40,385件	92%
平成7年	486件	118%		

沖縄県の数値は、法人を除く個人の破産です。

## (2) 簡易裁判所貸金関係調停事件

	沖縄全県の簡易裁判所
平成3年	389件（前年比187%）
平成4年	829件（前年比213%）
平成5年	1,200件（前年比144%）
平成6年	1,669件（前年比139%）
平成7年	2,672件（前年比141%）

平成元年を100とした場合

破産 1388

調停 2385

## 2、実態調査から

平成7年新規破産申立事件175件の分析結果は下記のとおりです。

### (1) 男女の別・年令別

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計	割合
男性	11	16	11	10	9	2	59	34%
女性	14	33	33	17	17	2	116	66%
合計	25	49	44	27	26	4	175	
割合	14%	28%	25%	15%	15%	2%		

#### (男女の別)

- ① 前回調査（平成6年10月発表）と同様に女性が圧倒的に多い。

前回調査 男性30% 女性70%

- ② 離婚、病気等が原因で、子供を抱えて生活費を補うために借金に手だしてしまうケースが目立つのも同様である。

[参考] 調査175件中16件 (9.1%)

沖縄の離婚率 平成6年は2.27で全国一位である。

(全国平均 1.57)

- ③ 又、生活を支えるためにスナックやブティック等の小商売を始めて借財に走り、多重債務に陥る例が多い。

[参考] 調査175件中、自営業者が13件だが、内10件が女性経営のスナック、食堂、ブティック等。

#### (年令の別)

- ① 社会の中堅世代である30代、40代で全体の53%を占める。

前回調査時は、44% (30代16%、40代28%) であり30代が12%も割合を増やしている。

- ② 20代、50代、60代と全世代に渡り破産にいたる債務者がいることが注目される。

単純に若年層の問題ではない。サラ金のイメージアップ広告等により、全ての世代がもれなく多重債務に陥っていると言えよう。

- ③ 20代前半は5名。若年結婚（出産）からの生活の破綻が目立つ
- 24歳 女 16件368万円 保証人。アメリカ旅行。未婚母
- 23歳 女 11件250万円 若年結婚。夫働かず。生活費。
- 24歳 女 30件500万円 父仕事せず。保証。ホステス
- ④ 60代と70代で30人（17%）も占めているのは高齢者の生活保持の面で注目される。
- 75歳 女 8件144万円 生活保護。娘（精神病）の保証人
- 74歳 男 5件258万円 事業に誘われて財産を失う。

### （3）借入先件数

借入先件数	借入者数	割合	借入先件数	借入者数	割合
1～5件	12人	7%	16～20件	24人	14%
6～10件	71人	40%	21～25件	4人	2%
11～15件	59人	34%	26件以上	5人	3%

- ① 延べ債権者数2029社で、債務者1人平均11.6社からの借入となっている。（個人債権者を含む）
- ② 15社までの借入で破綻した人が全体の80%強であるが、全国と対比して破綻時点の債権者数が多いように思われる。

〔参考〕全国平均で破産時の負債額が400万円台と言われる。400万円の借金だと、年利36%の金利で、月々の支払い利息が12万円となり、明らかに支払不能となるのである。1業者50万円の貸付限度額（大蔵省通達による）だと、業者数は平均8社と思われる。

沖縄の借入先の多さと、次表にみる債務総額の大きさは、沖縄の多重債務者が、より窮地に陥っている事を示しているのである。

- ③ 日掛業者が債権者に含まれている人が50人もいる。全体の28.5%

であり、4名に1名以上の債務者が日々取立に追われいることを示している。尚、1人平均5件の日掛け業者。

#### (4) 負債総額

負債総額	借入者数	割合	負債総額	借入者数	割合
100万円未満	2人	1%	800万円未満	39人	22%
200万円未満	17人	10%	1000万円未満	5人	3%
300万円未満	29人	16%	1500万円未満	10人	6%
500万円未満	53人	30%	1500万円以上	20人	11%

- ① 平均負債額は、1339万円である。但し、175人中4名の1億円を越える債務者（会社経営等）を除外すると、平均負債額は全国平均の1.7倍の718万円となる。

よって、平均で11社から合計700万円の負債を抱え、経済的に破綻し、破産手続きに救いを求めている。

- ② 負債額2百万円未満は175人中19人(11%)

その殆どが、病人を抱える所帯、母子家庭や生活保護所帯等であり支払能力に欠ける。

参考 200万円の借金の月利息6万円(年利36%として)

- ③ 事業関係の負債を抱える者49人の平均負債額は2456万円と高額になっている。(但し、直接本人が事業をしていた者と連帯保証人・名義貸しを含む)

#### (5) 借金の期間(借り始めから破産までの期間)

借金期間	借入者数	割合	借金期間	借入者数	割合
3年未満	10人	6%	10年未満	34人	19%
5年未満	41人	23%	10年以上	28人	16%
7年未満	33人	19%	不明	29人	17%

- ① 借金に手を出してから破産に至るまでの期間が長いことが注目される。「安易に借りて直ぐ破産する」等の批判が誤解である事を証明している。70%以上の債務者が5年以上の期間に渡って弁済を続け、取立を受けて破産に至ることがわかる。
- ② 2年未満者が5人（うち1名は9か月）いる。理由が判明している3人は、次のような状態での破綻である。
- 女性 負債総額 120万円 無職。離婚で母子家庭に。
- 男性 負債総額 180万円 保証人で病気（癲癇）
- 女性 負債総額 451万円 日掛業者の保証人となり倒産。
- 何れも、止むを得ない状況で破産手続きをしているのである。
- ③ 借金の期間が15年以上の人も10人いる。

#### (6) 破産時の職業

職業	借入者数	割合	職業	借入者数	割合
自営業者	13人	7%	パート等	21人	12%
会社員・店員	64人	37%	水商売勤務	18人	10%
無職・主婦	54人	31%	その他未記入	5人	3%

- ① 最も多いのが会社員・店員等の勤労者である。但し、大工・建設作業員（13名）、保険・化粧品等のセールス（5名）、タクシー乗務員・警備員（15名）等の不安定で所得の低いケースが多い。
- ② 無職やパートの債務者が43%も占めているのは問題である。大蔵省通達の過剰融資の禁止規定（年収の10%若しくは50万以内。業者の事前調査義務）に違反して、明らかに過剰貸付が横行している事がわかる。
- ③ 自営業者のうち8件がスナック経営である。水商売勤務者（ホステス等）と合わせると26件（15%）が水商売関係者であり、貸金業者がこの分野で客層を広げていることが分かる。（特に、スナック従業員に対する違法な日掛貸付が目につく）

注意 日掛業者は、従業員5名以下の自営業者に貸付対称が限定

されている。これに反する貸付は違法である。

#### (7) 破産時の収入

月の収入	借入者数	割合	月の収入	借入者数	割合
0円	66人	38%	15万円迄	25人	14%
5万円迄	8人	4%	20万円迄	30人	17%
10万円迄	36人	21%	20万円以上	10人	6%

- ① 63%が月の収入で10万円までの者である。職業調査の結果も踏まると、社会的弱者（無職か不安定な職業で低所得者層）の破産が大勢であることは明らかである。
- ② これらの人々が勤労意欲の無い者かというとそうではない。子供を抱えて働けない状態（又は、求職するが採用されない）で、生活費を補うために借金に手をだしてしまうケースが殆どである。
- ③ また、病気・生活保護所帯・母子（父子）家庭が調査の結果次の割合を占めている事を指摘したい。過剰貸付禁止の規定を主張するまでもなく、業者の貸付のモラルが問われると思われる。
- 病気に関係して借金 29件 (16.5%)  
うち精神病患者（薄弱者含む）の破産 9件 (5%)
  - 母子（父子）家庭 16件 (9.1%)
  - 生活保護所帯 10件 (5.7%)
- ④ 月収入が20万円を越える場合も、借金が過多で利息の支払いでも月収をはるかに上回るケースが殆どである。

#### (8) 借金の理由（複数回答）

理由	借入者数	割合	理由	借入者数	割合
生活費補填	125人	71%	借金返済	78人	45%
事業資金	49人	28%	ギャンブル	11人	6%
保証人名義貸	43人	25%	消費財購入	5人	3%

- ① 破産者の職業、収入調査からも当然の結果であろうが、生活費補填型の借金が大勢である。前回調査時で47%であったが、大きく増えていることが注目される。長引く不況が社会的弱者にもろに影響している事を伺わせる結果である。参考統計資料を記す。
- 企業の倒産率全国1位（平成6年168件 負債総額446億円）
- 失業率全国平均の2倍（平成6年5.9% 失業者 3万4千人）
- ② 事業資金は前回調査時より減少しているが、先にみたようにスナック等の零細営業が主である。
- ③ 保証人・名義貸しが前回の18%から25%に増えていることは重大問題である。簡裁に於ける調停事件の激増（対前年比132%）からも、破産者のまわりに「沖縄的助け合い社会」を反映して多数の親族・友人・知人の債務者が広がっている=こうした人々が破綻してきている状態が見える。
- ④ ギャンブル、贅沢品の購入は少数である。司法書士の取扱だけに免責不許可事由がある場合は調停を活用している反映と思われる。

## （9）その他

### （イ）精神障害者への貸付

過当な貸付競争や過剰融資の結果、精神障害者に対する貸付が目立って増えている事を指摘しなければならない。175例中、精神障害者（入退院を繰り返している者）への貸付が9件（5%）もあるのである。しかも、子供を不憚に思った親が返済すると再び借入を勧誘して破産となったケースもある。

「自動契約機械」等、債務者の借金に対する羞恥心を取り払おうとするだけでなく、犯罪を誘発する恐れも強い融資方法の開発とキャンペーンにも見られるように、業者間の過当競争、過剰融資が社会の末端まで浸透し、見境のない貸付競争が行われている事を示している。

## (口) 破産手続中の裁判等

貸金業規制法に基づく大蔵省通達により破産手続中の個別取立が禁止されたのであるが、貸金業者の「裁判手続きを利用」した不当な取立が行われて債務者の更生の障害になっている。175名中裁判手続を利用した取立がなされたのは次のとおりである。(尚、本調査については不十分であり実数はもっと大きいと思われる)

支払命令	15件	(8.5%)
取立訴訟	15件	(8.5%)
動産給与等(仮)差押	11件	(6.2%)
合 計	41件	(23.4%)

司法書士が関与した事件では、異議や応訴がなされ支払命令や訴訟が取下げられたケースもあり、給与差押額が減額されてもいる。本人で申立てた場合、欠席判決となっている可能性が高い。

## (ハ) 日掛業者の問題

175件中、日掛金融からの借入のある債務者は50件である。全体の28.5%を占め、破産者の4人に1人が日掛金融を利用していることが分かる。日掛貸付については次のとおり問題が指摘できる。

### ① 借入者の職業

自営業者	6名 (12%)	ホステス等	15名 (30%)
会社員等	9名 (18%)	パート等	1名 (2%)
無職主婦	16名 (32%)	不 明	3名 (6%)

営業者に対する貸付以外は違法貸付である。しかも、訪問回収ではなく通帳振込等回収方法の違法も多い。

### ② 日掛金融利用債務者の負債総額

300万円未満	8名 (16%)	全体は27%
500万円未満	11名 (22%)	全体は30%
1000万円未満	201名 (40%)	全体は25%
1000万円以上	11名 (22%)	全体は20%

つまり、相対的に債務総額が大きいのである。サラ金の自転車操

業で破綻の淵までいった債務者が返済のための日掛金融に走り、今まで以上の高金利のために急激に負債が膨張するのである。

- ③ 男女別では、男性8名（16%）に対し女性42名（84%）と圧倒的に女性の利用者が多い。スナック経営者、ホステスを利用するケースが多い反映である。売春スナックとの関係も重大な問題である。
- ④ 日掛け業者は回収のリスクが大きいだけに、殆ど連帯保証人を求める貸付方法が取られている。当初から、債務者ではなく保証人から回収することを目的としているとも思われる。自営業者を相互に連帯保証人にして監視させったり、債務者の子供（未成人を含む）を連帯保証人にするケースが目立つ。その為に、イモズル式に債務者が広がり、破産者を急増させる事にもなっている。
- ⑤ 回収に当初からリスクが大きいだけに、違法、不当な取立が後を絶たず、債務者を窮地に陥れる元凶となっている。

#### 〔取立例〕

- ・「大阪の遊郭に売り飛ばすぞ」等の暴言。
- ・店の前に立っていて、客が入ったら直ぐ集金する。
- ・「親や同級生にお前の仕事をバラス」（売春スナック）
- ・夜中までの取立。早朝からの取立。
- ・アパートのカギを「預かる」

日掛け業者数社からの借入がある場合は、アパートにも帰れない債務者が殆どである。それほど暴力的に脅迫されている。

#### （二）悪質金融の登場＝「紹介屋」・「債権買取屋」

本件アンケートとは別であるが、新聞や週刊誌で融資を勧誘し、自ら融資するのではなく、「借りられる所を紹介する」と称して「仲介手数料」を騙し取る業者の被害の報告が寄せられている。手口は、返済に困窮した債務者に「ブラックリストを操作して借りられるようにしてあげる」と詐称し、実際は何もしないで借入額の20%から25%の紹介料を巻き上げるのである。窮地に陥った債務者の心理を悪用する極めて悪質な手口である。本土で、「紹介料」詐欺事件と

して貸金業者が逮捕されてもいる。本県でも3件の被害が報告されている。

また、「債権譲渡を受けた」として、昭和58年頃の時効になった債権を取立てる専門業者がある。週に3、4回も督促状を送り付け債務者を精神的に追い詰めている。裁判所名を盗用したような封書も送り付けており問題である。那覇市内に事務所を有している。

### 3、県下の破産急増の要因

沖縄県だけが自己破産者が急増を続けている要因を今回の実態調査だけで解明する事は困難である。しかし、破綻に陥ったケースから共通する要因を指摘することは可能であり、その限度で考察する。

#### (1) 破産者を生み出す社会的な土壌が大きいと思われる。

実態調査結果からも、①借金の理由の第1位が生活費を補うためであり、②その背景に、失業、病気、離婚等での母子（父子）家庭や、就業していても不安定な職場が多い現状があり、③月々の所得も極めて低くて生活が成り立たないケースが多いことが明らかになってい

る。

県民所得が全国最下位（経済企画庁発表）、失業率、企業倒産率、離婚率ともに全国ワースト一位という沖縄の現状を抜きにして、債務者の「軽率さ」だけを非難することは誤りとも言えよう。しかも、破産に陥った者は、県民のなかでもさらに困窮している社会的な弱者が多く、破産手続だけではなく、生活保護の手続きを紹介せざるを得ないケースも少なくないのである。

#### (2) 貸金業者が異常に多く、業者間の過当競争による過剰融資が横行している。

人口1万人当たりの貸金業者数は次表のとおりである。沖縄県の人口1万比貸金業者数は8社余りであり全国のトップである。2位の高

知県や大阪府と比べても 2 倍という驚異的な数である。

こうした貸金業者の異常な多さが、業者間の過当競争を生み出し、見境のない「客の開拓と獲得」競争が繰り広げられ、多重債務者が急増する要因の重要な一つになっていることは容易に想像できる。

#### 人口 1 万人比貸金業者数

沖 縄	8.3社	和歌山	3.5社	愛 知	1.3社
高 知	4.4社	熊 本	3.4社	新 潟	1.2社
福 岡	4.2社	長 崎	3.4社	埼 玉	1.1社
大 阪	4.0社	愛 媛	3.3社	秋 田	1.1社

- 注意 ① 沖縄から愛媛までは、貸金業者比率の高い順番であり、秋田から愛知は低い県を列挙した。
- ② 沖縄県登録の貸金業者数は、平成 6 年で 1031 業者であり、こうした業者に加えて本土大手貸金業者が全県下に営業所網をめぐらしているのである。

#### (3) 超高利、違法取立の日掛貸金業者の多さも破産者を急増させる要因として指摘できる。

中小企業や零細企業が多い沖縄で、日掛け貸金業者がやはり全国一多いのである。年利 109.5% という超高金利に耐えうる営業は存在しないと思われる。しかも、追加融資を理由に証書の書換え等が行われ、金利に金利がついて想像を絶する違法金利が横行しているのである。日掛けに手をだしての零細営業の破綻、それに伴う連帯保証人の破綻と、破産の輪が限り無く広がる現実がある。

尚、沖縄県の登録日掛け業者数は、平成 6 年で 196 社であり、実数で全国一位である。2 位の福岡が 134 社、大阪が 87 社にすぎない事と比べても異常な状態である。

#### (4) 沖縄型助け合い社会が多重債務者を増やす要因の一つとなっている事も引き続き強調されなければならない。

今回の調査で、夫婦がともに破産手続きをしたケースが10組20人(11.4%)にのぼる。夫婦の一方だけが破産手続きをし、他の方は本土に逃げたり、調停手続きをとったケースも少なくない。夫婦ともに破産し、子供達は調停手続きをとったケース。親戚縁者までが破産や調停手続きを要したケースもある。

沖縄型の「助け合い」が、日掛業者等の悪質貸金業者に利用されている事も指摘できる。債務者を追い詰め、肉親の情を利用して連帯保証人になることを親族に強要したり、「代わって支払え」等の違法取立ても後を立たない。

法的処置を伴わない「援助」は、債務者の更生に役立たないだけでなく、多重債務者を急速に拡大することを強調したい。

## 4、終わりに

当会会員の取り扱った破産手続きの事例を分析し、沖縄に於ける多重債務者のおかれている状況の一端が明らかになったと思います。そして、現状のままでは、さらに経済的破綻者が急増を続け、破産者が際限なく生み出されることを恐れます。

市民に密着した法律実務家として、県民に対する職責を果たすうえでも警鐘を鳴らし続ける責務を痛感しつつ、第2回多重債務者相談会を実施するものです。

カラフルな絵  
アソシート

# クレサラ相談会アンケート結果

平成8年3月発表

沖縄県司法書士会 相談会実行委員会

平成8年3月9日と10日の両日開催したクレジット・サラ金問題相談会で、相談にみえた皆様にアンケート調査をした集計結果です。解決方策の相談を優先したために記入漏れもあり、必ずしも合計回答が相談総件数とは一致しません。割合は各項目毎の有効回答に対する割合です。

## 1、相談会への相談者参加状況

	9日(土)	10日(日)	合計
那覇会場	37件	77件	114件
中部会場	34件	32件	66件

総合計180件（参加人数は若干増えます）

## 2、男女別（相談者ではなく債務者を基準とする）

男性 106人 (59%)	女性 74件 (41%)
---------------	--------------

## 3、相談に来た人（男96人・女83人・記入漏1人）

本人 130人 (72%)	子供 16人 (9 %)	親 7人 (4 %)
兄弟 6人 (4 %)	夫婦 13人 (7 %)	その他8人 (4 %)

## 4、債務者の年代別（有効回答170人）

20代 21人 (12%)	50代 23人 (14%)
30代 57人 (36%)	60代 25人 (15%)
40代 41人 (24%)	70代上 3人 (2 %)

不明者10人

## 5、債務者の家族構成（有効回答154人）

1人 19人 (12%)	5人 18人 (12%)	
2人 18人 (17%)	6人 13人 (8%)	不明 9人
3人 38人 (25%)	7人 3人 (2%)	平均家族構成
4人 42人 (27%)	8人上 3人 (2%)	3.6人

## 6、居住家屋の別（有効回答163人）

借家 99人 (61%)	持家 64人 (39%)	不明 17人
--------------	--------------	--------

## 7、職業別（有効回答170人）

会社員 63人 (37%)	パート 36人 (21%)	
自営業 36人 (21%)	無職 33人 (19%)	不明 10人
公務員 2人 (1%)	(主婦・学生・失業等)	

## 8、平均勤続年数と平均月収

勤続年数 6.2年 (有効回答151人の平均)

平均月収 129,738円 (有効回答160人の平均)

## 9、負債額

平均負債額 8,731,227円 (有効回答166人の平均)

(最大 1160万円、最少 30万円)

## 10、借金をした時期（有効回答135人）

昭和61年 34人(25%)	平成2年 16人(12%)	平成6年 14人(10%)	
昭和62年 2人(1%)	平成3年 12人(9%)	平成7年 10人(7%)	
昭和63年 4人(3%)	平成4年 13人(10%)		
平成元年 21人(16%)	平成5年 9人(7%)		
		不明 45人	

11、借金の理由（有効回答163人、複数回答）

生活費	85人 (52%)	不動産購入	8人 (5%)
事業資金	50人 (31%)	自動車等購入	22人 (14%)
教育費用	12人 (7%)	遊行・飲食	15人 (9%)
失業のため	18人 (11%)	ギャンブル	21人 (13%)
転職のため	12人 (7%)	買物・レジャー	11人 (7%)
離婚のため	6人 (4%)	保証・肩代り	46人 (28%)
結婚・出産	9人 (6%)	借金返済	70人 (43%)
傷病・入院	16人 (10%)	その他	29人 (18%)

12、生活費を除いて毎月返済に充てられる額

平均 49,840円 (有効回答103件の平均)

13、借金をしてから現在までの家庭環境等の変化（有効回答123人）

離婚した	25人 (20%)
別居した	19人 (15%)
夫婦中が悪くなった	38人 (31%)
家族関係が悪くなった	20人 (16%)
知人・親戚関係が悪くなった	31人 (25%)
仕事をかえた	55人 (36%)
仕事・パートを増やし収增加を努力	28人 (23%)
住んでいる所をかえた	34人 (28%)
一時、蒸発したことがある	7人 (6%)
蒸発を考えた事がある	25人 (20%)
自殺を考えた事がある	28人 (23%)

14、社会福祉制度の利用（有効回答123人）

生活保護	10人 (8%)	児童扶養手当	8人 (6%)
児童手当	16人 (12%)	公的生活資金借入	2人 (2%)

15、債権者からの取立て（複数回答。有効回答123人）

嫌がらせ・激しい取立てにあった	53人 (43%)
勤務先に電話があった	75人 (61%)
勤務先に直接取立てに来た	20人 (16%)
業者の嫌がらせが親兄弟にもあった	27人 (22%)
「紹介屋」「買取屋」を利用したことがある	7人 (5%)
裁判所から支払命令や呼出を受けた	22人 (18%)
差押・仮差押を受けた	14人 (11%)

16、クレジットカードを何枚持っているか

消費者金融系カード	89人 (1枚から15枚)	平均4.9枚
信販系カード	44人 (1枚から6枚)	平均1.9枚
銀行系カード	48人 (1枚から9枚)	平均2.0枚
流通系カード	7人 (1枚から3枚)	平均1.4枚

17、クレジットカードでキャッシングをした理由（回答130人複数回答）

借金の返済が間に合わなくなったから	72人 (55%)
生活費が足りなくなった	56人 (43%)
外出中にお金が足りなくなった	5人 (4%)
家庭の事情で大金が必要となった	20人 (15%)
急に高価な買物をしたから	4人 (3%)

18、下記の金利はいくらと思うかの問い合わせへの回答（有効回答130人）

クレカード(キャッシング)金利を30%とした人	24人 (19%)
クレカード(月賦)の金利を10%とした人	3人 (2%)
大手サラ金金利を20~30%とした人	33人 (25%)
中小サラ金金利を30~40%とした人	8人 (6%)
日掛金融金利を100%とした人	5人 (4%)

19、他人の保証人になったことがあるか（有効回答130人）

ある 78人 (60%)	ない 52人 (40%)
--------------	--------------

20、他人に保証人になるよう頼んだ事があるか。（有効回答114人）

ある 76人 (67%)	ない 38人 (33%)
--------------	--------------

誰に頼んだか（複数回答。頼んだことのある76人の回答割合）

両親・兄弟 41人 (54%)	職場の上司 2人 (3%)
親戚関係者 14人 (18%)	友人・知人 18人 (24%)
職場の同僚 7人 (9%)	その他の 3人 (4%)

## コメント

- 1、男性の相談が女性の相談者を上回っている。これまでの調査と大きなちがいである。破産申立者は女性の割合が高いと比較し、男性も破産手続等をおして問題の解決を検討したとの現れと思われる。
- 2、本人以外の家族からの相談も24%を占めている。親族の相談では「何とか業者から借りられないようにしてほしい」旨の相談が多い。
- 3、破産申立者の集計と同様に全世代にわたって多重債務の問題が広がっていることがわかる。特に30代、40代で60%を占め、男性の相談者が多いことと重ねあわせると働き盛りの世代で問題が深刻であることを伺わせる。
- 4、職業別では、無職やパートの債務者が40%を占め、大蔵省通達で規定する「年収の10%」に反した過剰貸付が横行している事を示している。
- 5、負債総額は、破産申立者の平均負債額（713万円）を上回る873万円にも及んでいる。この事は、相談者のほとんどが「破産手続対象者」である事を示すものであり事態の深刻さを示している。
- 6、相談者の66%が平成4年以前からの債務を抱えており長期に渡って返済と借入を繰り返している姿を浮き彫りにしている。ここでも、「安易に借りて安易に破産する」等の非難が誤解であること、債務者が長期の取立てに追われ続けていることを示している。
- 7、借金の理由は、圧倒的に生活費補填型である。次いで事業資金に窮した借入、連帯保証人の保証債務履行のため借入と続いている。借金の返済のために借金をする者が43%もいるのは注目されるべきである。ギャンブル、遊行費、レジャー等が29%を占めているのが破産申立者の調査と比べて高い比率となっている。これは、司法書士等が破産手続きを取り扱う際に、こうした原因での債務者については「安易に破産」ではなく調停等での解決をめざしていることの現れであろう。
- 8、生活費を除いた返済可能額を聞いたところ、平均で49840円（約5万円）となっている。同金額をはるかに上回る返済に追われていることを反映

した回答と思われる。5万円でもサラ金4社から200万円の債務だと支払い不能になると思われる。平均負債額と考えあわせると、殆どの相談者が既に支払い不能の状態であることがわかる。

- 9、家庭環境等の変化のアンケート結果は、借金で家庭生活、夫婦親族関係等が破壊されていく深刻な実態を浮き彫りにしている。夫婦別居が15%、離婚が20%にも達している。また、仕事や住居を変更したり、昼夜ともに働いたりする人も少なくない。蒸発や自殺を考えたりした人もいて、債務者の置かれている状況が極めて厳しいことを伺わせる。
- 10、勤務先への取立ての電話を受けた者が61%に及び、16%が直接訪問を受けている。親兄弟への嫌がらせ等の違法取立てが後を絶たない実態を明らかにしている。一方、裁判手続きを利用した取立てが増えていることがわかる。
- 11、消費者金融系カードを持つ者が多数である。「誰にも見られずにカードが作れ借金ができる」旨の宣伝と相まって、今後一層事態が深刻になることが予想される。
- 12、カードの利用目的が、生活費の不足を補うよりも、「借金の返済のため」と答えた者が多数である。カード利用が、安易に借金を借金で返済することにつながっていることを伺わせる。
- 13、相談者の殆どが金利についての理解がないままに借金をしている。消費者教育の重要性と、業者の「1日借りれば金利は一日分のみ」「1万円借りれば1日〇〇円」式の債務者を錯覚させる宣伝の問題も指摘できよう。
- 14、相談者の過半数が、保証人を頼んだり自ら保証人になったりしており、債務者を広げる一因となっている。特に、親兄弟、友人知人が保証人になるケースが多く、「安易な援助」が問題を拡大する原因と指摘できる。

新聞報道  
相談会参加会員の感想  
沖縄県下のクレサラの取り組み

# 業者の過剰融資も問題

県司法書士会 9日にサラ金などで相談会

クレジット会社のサラ金会社への借金返済に困り、調停事件も自己破産をする人が増えているとか、県司法書士会は九、十の両日、那覇市のNTTアラザで、同じく北谷町商工会で「クレジット・サラ金問題相談会」を開く。午前十時から午後四時まで。

クレジット会社のサラ金に関する相談件数での自己破産件数は、一九九四年の四百件から九五年は五百件（推定）に増加。自己破産予備軍といわれる団体調停事件も、那覇簡裁で九四年に一千四百七十八件だったのが、九五年には一千四百八十四件と増えている。

クレジット会社のサラ金を借りたが返せず、返済するために他のサラ金を借りてしまつ」という、「ダルマ」式の借金がほとんど。借金を返済するため他のサラ金会社から借りるため、地のサラ金会社から借金を重ね、結局多額の債務に陥り、もやもやいなくなってしまう。

原因として、全国一位の企業倒産の失業率といつた、自己破産が発生しやすいう社会的な土壤、気軽に連帯保証人や名義貸しなどを引き受けてしまう沖縄の「助け合い社会」や、人口に比較して貸金業者が多いため、業者同士の激しい貸し付け競争から生まれる過剰融資の増大などを挙げて

前進正進実行委員長は「自分のことを感じたくない、暴露するのは恥ずかしいと思ういる人は多いと思う。一人で悩まず、相談してほしい」と多くの人の来所を呼び掛けている。問い合わせは同会、電話098(860)3404。

平成8年3月4日(月) 沖縄タイムス(夕刊)

# 県内で急増 破産事件

## 連帯保証はアホ連

# 助け人へ社会の落とし穴

### 県司法書士会調べ

相談会 「一人で悩まず相談を」



裁判所で処理される破産が、県内では一九九五年度に比べて「一人で悩まず相談」と呼び掛け、件数は、金額的には約四万円前比八%の増。同会で頭打ちとなっているのは破産者がさかに増えている。

増える傾向にある県内の破産事件。連帯保証人になつて破産する事例が急増。暴力的取り立てなど悪質な例が自立も、超高金利の日掛け業者の数が全国一。沖縄県司法書士会（小島勝会長）は、本年度中に会員がかわった破産事件百五十五件（全件の三六%）を分析し、沖縄の社会的土壤や助け合い社会の落とし穴を指摘して、警鐘を鳴らしている。

谷町上野原の北谷町商工会でクリケット・サラ金問題相談会を実施する。同会の実態調査によるところ、破産者の三分の一が女性で、三十から四〇代の中堅世代が多いが、高齢者にも広がっている。借入れも広がっている。借入れ先は平均一一・六社。負債総額平均は全国の一・八倍の七百十八万円。月収十万円以下の低所得者が三分の二で、病気で借金したり、母子・父子家庭、生活保護世帯も多い。

複数回答で借金の理由を調べたところ、生活費補てんが七一%と前年調査の四七%を大きく上回り、長引く不況の影響がみられた。

また、連帯保証人の名簿貸しを理由とするケースが二五%もあり、沖縄的助け合い社会での安易な「援助」に問題があると指摘。同会は連帯保証は破産予備軍。債務者数の伸びは全国的に増えているのはこれまで支えきった連帯保証人が限界を達し始めたのではないかと分析する。

金利一〇九%の高利が節められてる日掛け業者が、毎週火曜日の午後二時から午後四時まで。那覇市久茂地の司法書士会館で相談会は毎日とも午前十時まで深刻な問題を引き起こしている。

西日本新聞社  
（000-1111-1111）

平成8年3月6日（水）琉球新報（夕刊）





平成8年3月9日(土)  
沖縄タイムス(朝刊)

るものがわらず、沖縄は四十人あるが、それより多い普通の生活者が多くは逆に悪化の様相をみせと高率である。これも、ギヤンブル、賃貸、派い。事故、病気などによじる。破壊論議といつて、一つの沖縄問題とみて手なショッピング街には、その収入の中止不景の出される資金闇闇事件よ。

クレジット・サラ金相談会

増える自己破産申し立て

第三回、貢業者多、相手しづかと繋がり  
争し過剰請求を強要して  
被害者を生み出していく  
。借り手の支払い能力  
を全く考慮せず、無職の  
者や生活保護費給与者ま  
で重い苦難せざるは間  
隔である。

特に最近、超高金利の  
日預け業者が増加し、沖  
縄県が実数で全国一位と  
なった。日預け業者は調  
べてみたら、詳しきは人  
博に非筋力であつたり、  
融資申立て後も取り立  
てをやめないと多くいと  
の報告が多數寄せられて  
いる(以下略)。(沖縄県司法書士会副会  
付)、異例の取立てが、  
是(付稿)

中立教の急増に對する反対は、平成六年四月十一日、文部省が「中立教の急増に對する反対」を出した。これがなぜ西日本で、ついで東日本で、いつに中立教が問題化したか、その背景を解説する。

中綱景巳法書士氣がサ  
ト金問題に注目し、今ど  
こはござりて相談事をめ  
つたのは平成六年十月。  
結果は予想を外れたら上  
回る相談件数の多さだ  
だ。

対し、沖縄は四十人あるが、普段の生活者が多く、普通の生活者が多いためである。これも高率である。これも年々、漸減、減少の一途の沖縄問題である。

第三回は、實業者の多くに不景氣感じたのである。これが過渡期といふ。  
県司法書士会は、増加傾向を示すと同時に、過渡期の多種多様な問題に對処するため、専門的知識をもつて、問題を解決する目的で、第一回シンジット・サミットを開催した。

# 多重債務が生活に影響

サラ金問題相談会

## 若年者の借金も深刻

複数の消費者金融から借り入れ、返済に困っている人たちは支払いやすい方法などをアドバイスする「クリエジット・サラ金問題相談会」(県司法書士会主催)が九日、那覇市のNTT会館プラザで開かれた。北谷町商工

会の一会場であり、七十歳場への督促が続き、人が相談に訪れた。自殺や蒸発を考えたという深刻な相談が多く、多重債務が生じて生活に影響を与えていたことが浮き彫りになつた。十日も二会場で開かれる。全国的な自己破産者が頭打ちになつている中で、県内は五年連続で急増している。簡易裁判所での破産手続きを調停手続きとしている司法書士が多重債務問題解決のため、九四年十月に次いで二度目の相談会。二会場で延べ五十人の司法書士が相談に応じた。

那覇会場では、三十九人が相談。多くは、借金を返済するため借り入れたところが相談にあつた。事業は、以前勤務していた日本デパートに搭乗、「エンパイア」に搭乗、「エントラーフィールド」に登場した日本人宇宙飛行士、若田光一さん(39)が九日午後、成田発の日航機で米国へ向けて出発した。これに先立ち若田さんは、以前勤務していた日本航空の成田整備工場を約五百人なりに訪問。石川登里工場長やかつての同僚らから花束などを贈られ、歓迎された。

若田さん

米国へ出発

成田で昔の同僚ひど再会

金の会場であり、七十一歳場への督促が続き、人が相談に訪れた。自殺や蒸発を考えたという深刻な相談が多く、多重債務が生じて生活に影響を与えていたことが浮き彫りになつた。十日も二会場で開かれる。全国的な自己破産者が頭打ちになつている中で、県内は五年連続で急増している。簡易裁判所での破産手続を調停手続きとしている司法書士が多重債務問題解決のため、九四年十月に次いで二度目の相談会。二会場で延べ五十人の司法書士が相談に応じた。

那覇会場では、三十九人が相談。多くは、借金を返

済するため借り入れたところが相談にあつた。事業は、以前勤務していた日本

航空の成田整備工場を約五百人なりに訪問。石川登里工場長やかつての同僚らから花束などを贈られ、歓迎された。

木口金

自己破産と

会場には自己破産者や夫婦連れなどが深刻そうな顔

を並べ、相談員の説明に

聞き入つていた。クリエジット・サラ金といえは率

から次々借金を重ね、返却

しきれなくなつて自分で裁判所に破産

を申し立てるといつてもう。県司法書士会による

約四万件ではなく打ち

と、昨年だけで県内四百八十六件の申し立てがあつたという。▼全国的に

申立てが百十一件だから前年比で一八%の増。人口を百分

の一として計算すると、沖縄での申し立ては全国

平均を八十六件も上回る。

県内では一九九四年が四百十一件だから前年比で一八%の増。人口を百分

の一として計算すると、沖縄での申し立ては全国

平均を八十六件も上回る。

このようにして計算すると、沖縄での申し立ては全国

の過当競争、過剰融資もあるといい、貸し手借り手双方に問題があるようだが、大部分は気の毒な人たちである▼しかし行政は助けてくれない。ここで、またしても腹の立つのが「住専問題」。

平成8年3月10日(日)琉球新報(朝刊)



業者の過当競争も一因

県内の貸金業者は人口一  
万人当たり八・三。これは

備金をして「離婚した」「職場をかえた」「自殺を考えた」。県司法審士会(小泉勝会長)が今月九、十の両日、県内二カ所で実施した「クレジット・サラ金問題相談会」のアンケートで、追いつめられた利用者の深刻な姿が浮き彫りになつた。調べは相談に來た百八十八人(男性百六人、女性七十四人)に対しても行われた。負債額の平均は八百七十三万一千二百一十七円、最高は一億一千六百万円だつた。

一人、「自殺を考えた」  
十八人、「離婚した」  
五人「死」となった。

# 職場追われ離婚も サラ金苦深刻

## 県司法書士会調査

「債務者からの返済の方法」(複数回答)  
務先への電話」が多く  
多く七十五人(六一)  
会では「これが職場に  
る原因になつていいま  
ている。以下「嫌  
激しい取り立てが  
五十三人)、「嫌  
親きょうだい」が  
(二十七人)など。

—クレジットカードでギフ<sup>ト</sup>カードした理由(複数回答)は、「借金の返済が間違<sup>て</sup>に合わなくなつたから」が七十二人でトップで、借金を返すための「借金をする悪循環<sup>ループ</sup>」が環<sup>ループ</sup>が繰り付<sup>けられ</sup>た。

百八十人のうち「他人の  
保証人になつたことがある」と答えたのは七十人  
で、同会は「安易に保証人に  
になるのは慎むべき」と教訓を講じてゐる。

また「他人に迷惑讓人」をするより頼んだことがあるのは七十六人。その内訳は「両親・きょううだい」四十一人、「友人・知人」十八人、「親せき」十四人などとなっており、債務者が広がる実態も明らかになつた。

同会ではこのほかのアンケートの質問から、数年後には住宅ローンに苦しむ人

「債務者からの取り立ての方法」(複数回答)で、「勤務先への電話」が最もとも多く七十五人(六一%)。同会では「これが闇場をを変え原因になっている」としている。以下「嫌がらせ」激しい取り立てがあつた。(五十三人)、「嫌がらせが親、きょうだいまで及んだ」(一十七人)など。

「クレジットカードでキャッシングした理由」(複数回答)は、「借金の返済が間に合わなくなつたから」が七十二人でトップで、借金を返すための借金をする悪循環が裏付けられた。

百八十人のうち「他人への保証人になつたことがある」と答えたのは二十八人で、同会は「安易に保証人になるのは慎むべき」と警鐘を鳴らしている。

また「他人に保証人にならざるを得たことがある」のは七十六人。その内訳は、「両親・きょうだい」四十一人、友人・知人・十八人、「親せき」十四人などとなるおり、債務者が広がる実態も明らかになった。

同会ではこのほかのアンケートの設問から、數年後には住宅ローンに苦しむ人

平成8年3月22日(金)琉球新報(夕刊)

サ

# 再起拒む高金利 楽に返せず破産 金輪際が…つい

県司法書士会(小泉勝司会長)は、クレジットカードを抱えている人を対象

ラ

金

## 安易にカード作成 移転、自殺、蒸発、離婚も

アンケート調査が今  
月本島内一万所を開いた  
相談室で、相談に訪れた  
男女会八十人を対象に実  
施した。

今回三度目となる調査  
では、初めて相談者(債  
務者の男女比率が逆転。  
の変化(複数回答)」に

これまで六、七割を占め  
ていた女性は四割以下が  
なり、逆に男性が多數を占  
めた。年齢構成では三十  
歳四十五歳に集中し回

答者の約六割が達した。

今回初めて「家庭環境

四人など。そのほか「自

もあった」と「振り返る。

職業別では会社員、自

由の問題が最も多く、相談者の

深刻さを物語っている。

相談の一人は「家族

の人が借金したことか

つた」三十八人、「住ん

だり波及して、家族五人全

て債務を負ひない者が

増えた」と「借入額が増えてる。消費者

がいる所をえた」三千

人があつた」と「振り返る。

教育などある間での

対策が必要」と話した。

## クレジット・サラ金相談

県司法書士会の  
アンケート調査

にしたアンケート結果をまとめた。これにした  
と、借金した本人だけでなく、家族や親せきを  
巻き込んでいた実態や、不当な利息で雪だるマ  
式に増えた借金を十年間も抱えたまま、苦しん  
でいる人が四人に一人という実情も浮かび上赤  
った。反面で「金利」と関する知識不足、安易  
に保証人になの、借金を抱えた傾向も明らか。  
同会では「沖縄は潜在的な個人破産予備軍が多  
い。何らかの法的対策が必要」と強調している。



業者が自己立派。パート  
も無職(主婦、学生、失  
業者)も含めて四割  
に達したが、同会は貸  
し出す相手の収入源が不  
安定なのに、そこで定めた  
年収一〇〇万円以上、五十万  
円以下の年収額以上  
を貸し出していく」と指  
摘。「業者がきちんと相  
手の調査をしこじら  
じも必要としている。  
アンケートでは、回答  
者のほとんどが、安易に  
クレジットカードを作っ  
ていることや、金利に  
ついて知らないもの  
が多いとの結果も。ま  
た「他人の保証人になつた」保  
証人を経験した」経験  
があるのは、いずれも過半数を占  
つても質問。最も多く  
持つたのが「相談者の  
深刻さを物語っている。  
め、借りる側の問題よりも  
浮かび上がつた。

## 大弦小弦

県内では、同体意識や相  
互扶助を支え  
るひとりに  
「ユイマール」  
の制度があ  
る。都市地区ではあん  
どくないが、農村地  
域では短期間で多くの人  
手が必要な作業をはじめ  
農家の農作物をはじめ  
母子やお年寄りの世界は  
も労働力が乏しいなど  
いよいよ現状、血縁で手  
助けするのが一般的であ  
った。労働力の提供を受  
けた家では食べ物や酒肴  
を出したりあるいはいく  
らかのお金でねれをなる  
▼お金のない貧しかった  
地域社会生き抜いたた  
めの知恵があった。この  
ユイマールといむじむ助け  
合いで社会の一役をついてい  
るのが農合である。農合  
は田舎で、田舎で、年掛  
ねない各種あり、利子が  
高くなければなりません。ま

だ回転が早ければ早いほ  
ど崩れる可能性が強まる  
のが普通▼これまでに多く  
の人たちが崩れた機会  
に近づいてきた。銀行  
が多くの機会で崩れる危  
険性を恐れないとおり、は  
くも的な要素が強くなっ  
て相互扶助の意味合いは  
薄れてくる。最近、大型  
の崩れ機会の話は減った  
が、職場や地域、同級生  
などの機会は相変わらず  
人気がある▼ユイマーラル、機会と相應する相互  
扶助、これが組合とい  
う精神が裏目に出てい  
る例が表面化してきた。  
それは借金による自己破  
産者に引きずられて連帯  
保証人の破産が目立つて  
いるところの▼クレジット・カードなどの借金  
がわざわざ自己破産に追い  
込まれたのが昨年は約五百  
件。六年前の十二倍強。  
この自己破産につながる連  
帯保証人の二五人が破産  
してしまった。なんに  
泣ける。相扶助社会

平成8年3月11日(月) 沖縄タイムス(朝刊)

## 大弦小弦

お金や物を  
借りたの返す  
のが当たり前  
だが、県司法  
書士会がアン  
ケートをした  
ところ、借金をするひと  
に抵抗を感じない若い人  
が増えてくるといふ。背  
景に対する価値観の  
変化があるのは喜びまで  
もない▼今年はオリンピ  
ックの開催年になりてい  
る。振り返ると今から三  
十一年前は東京でオリン  
ピックが開かれた。この  
東京五輪に向けて国内は  
五輪競技に沸き、それに  
高度成長、列島改造論の  
もとに経済活動が活発化  
して国民生活は世界の  
トップクラスに達するほ  
どになったものが豊か  
になってきた昭和四十年  
代前後に生まれた人たち  
がすでに三十代となる。バ  
ブル経済が崩壊し、ノ  
ンバンクをはじめとする  
金融機關の倒産や超米河  
期と言われる戦闘難なし  
といふ名前があり、利子が

いた頃のほどの影響が  
各方面に出て来る。今社会た  
けでなく個人の家庭にも  
及んでくる。家庭を直撃  
しているのはクレジット  
カードやカラ金による支  
払い能力以上の利用であ  
る。借金は利子が高けれ  
ば高いほど、月日がかかる  
のがさむほどの負担は大き  
くなり家族、親せきまで巻き込んでいく▼アン  
ケートに回答した人は転  
職、住所の変更、夫婦仲  
の悪化などが借金苦で起  
きてしまうから。せとは  
自殺や蒸発を考えた、と  
いうから深刻だ。男女の  
比率も過半数を占めてい  
た女性は四割を減り、男  
性が増えてくる。しかも  
三、四千人に集中してい  
るのも特徴だ。▼同会  
は「業者が法律で定めた  
限度額以上を貸している  
のが問題だが、借金を抵  
抗感を持たないのも問  
題」らしい。追いつまれ  
てかのめ運だ。「軽くぬ  
先の」などだった。

平成8年4月1日(金) 沖縄タイムス(朝刊)

# クレジット・サラ余題相談会

日時 **3月9日(土)・10日(日)**  
午前10時～午後4時

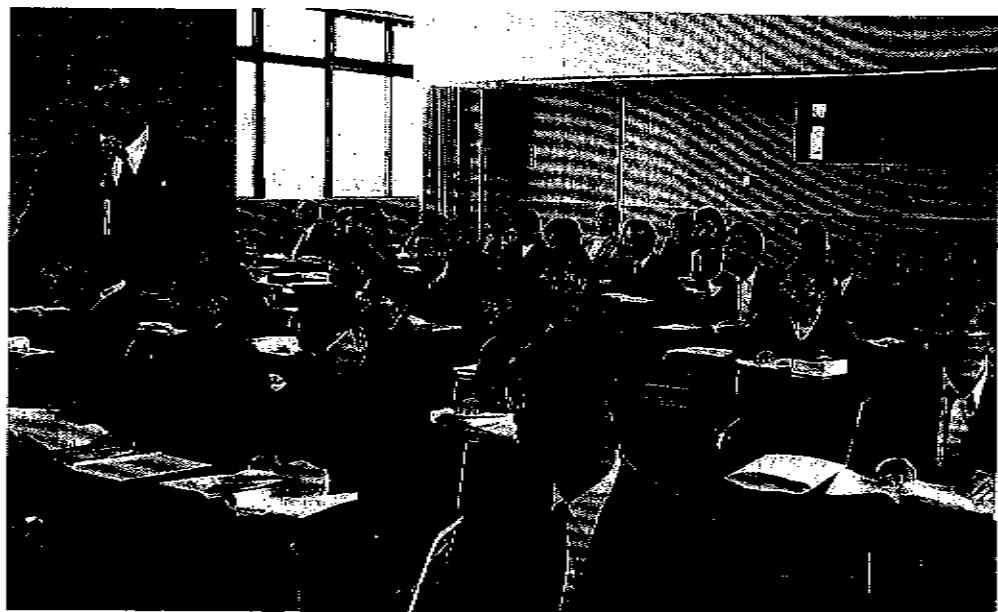
場所

NTT沖縄会館プラザでいこ  
北谷町商工会 (北谷町上勢頭8337-1)



沖縄県司法書士会

那覇市久茂地2丁目4番18号  
☎(098)867-3526



## 善良で心やさしい人々が…

宜野湾支部 崎間篤

今年も県下二会場で「クレジット・サラ金問題相談会」が開催された。

私は中部会場で相談に当たった。今回もかなりの相談者が訪れ、担当会員は対応に追われた。

相談会での感想として、多重債務に苦しむ人々は、概して善良で心やさしい人々であるとの印象をもった。借金をなんとか返さなければと日々苦しみ続け、債権者に迷惑をかけないようにと、他から

の借入で返済を続けていく。

ある相談者は、相談表を読む私を見つめながら目に涙をうかべた。「全部で〇百万円ですね。」という私のことばに、大粒の涙がほほを伝わり相談表の上に落ちても、それを拭おうともしなかった。

継続事業となった相談会も、より来所しやすい雰囲気づくりや担当員の増員などでさらに意義あるものになるものと思う。

# 職務範囲の広さを実感……

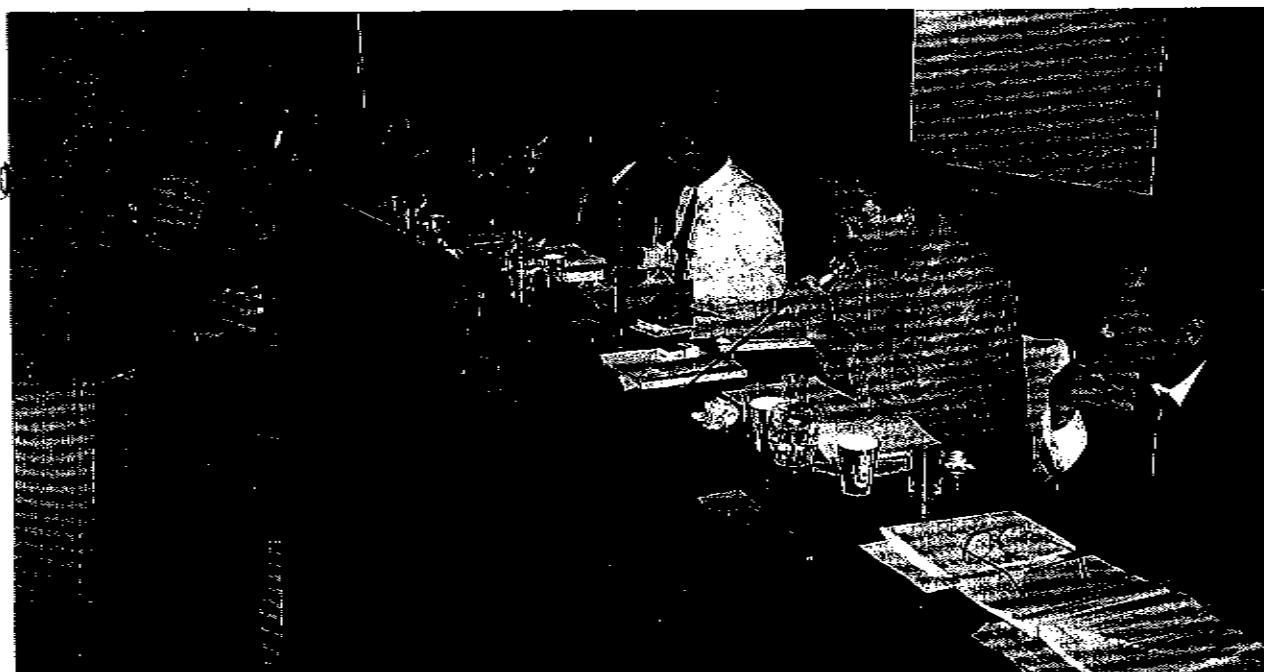
那覇支部 大城 公

去る3月9日、10日両日行われた恒例のクレジットサラ金問題相談会に初めて参加させていただきましたので、ここに感想を述べさせていただきます。

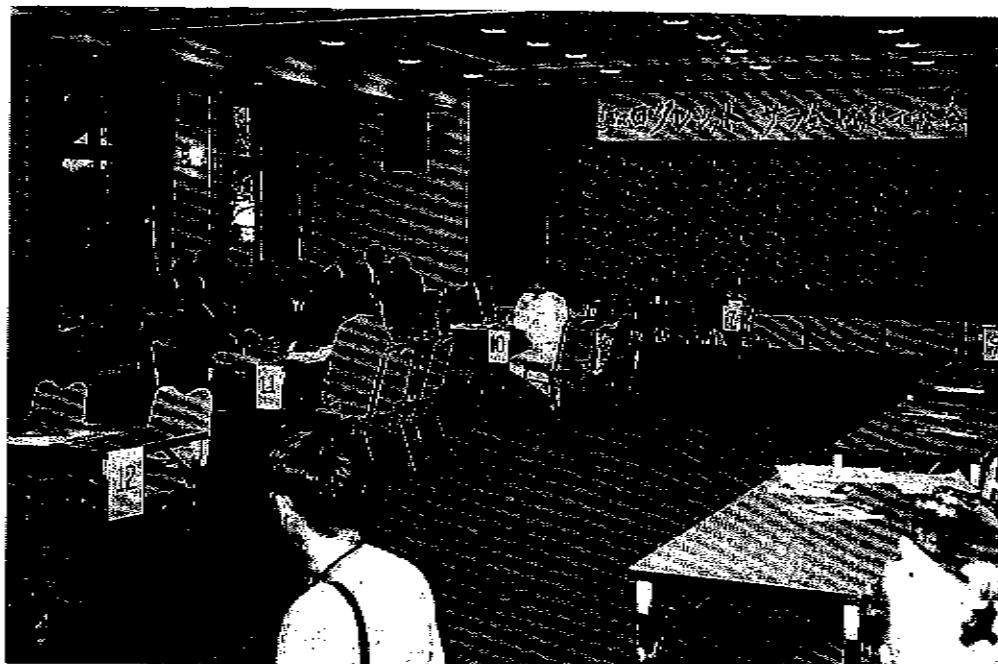
開業以来、実際に調停又は破産申立等法的な手続を行う必要がある多重債務者から相談を受けたことがない私が、相談会当日の相談員になる訳でありますから、どれ

ほど不安であったことか。しかし、そこは司法書士会等の実務に直結した相談会の事前研修会、あるいは非力ながらの自分の勉強の蓄積でどうにか相談会当日の相談員の役目は乗り切ることができたもの?と思い込んでおります。

さて、那覇会場の相談会で感じたことを述べさせてもらいますと、世の中には借金のため最低限



## クレサラト・サラ金融相談会に参加して



の生活すらもままならない人たちが現実に多くいることを実感させられました。私は、ものの本で読んだり、人から話を聞いていたりはしていましたが、実際に自分の目で見て、自分の耳で話を聞いたりして多重債務者の実態をかんじていると、法律実務家である司法書士として何らかの法的な助言をやってあげたい、私にできることがあるならば是非協力してあげたいと感じました。また、実際に破産申立をおこなってみると自分の仕事の範囲が広がったこと、司法書士という資格の職務範囲の広

さも実感でき、まだまだ司法書士職務で私が行っていない分野に携わってみたいと考えるようになり、やる気も出できた次第です。そのためには、法的なサービスを提供できるように十分な自己研鑽を積み重ねなければならないのはもちろんあります。

私は、クレサラ相談会の相談員になることによって、多くのものを得たような気がいたします。まだ相談員になっていない会員も是非相談員になることをお勧めいたします。

# より人間に生きていくための条件整備

南部支部 上原浩一

今回も私は、クレジット・サラ金問題相談会の相談員として相談を受けたが、やはりいろいろ考えさせられるところがありました。

貸す側の立場と借りる側の立場があり、私自身どちらが理論的に正義なのか分からぬ。これが本音でもある。

返済の当てのない者に対する安いな貸し付けと、返済の当てがないのに借りようとする不用意な者とを両天秤にかけた場合に、どちらが法的保護を受けられるべきなのだろうか。確かに、理屈はいくらでも並べられる。例えば社会的強者（貸金業者）と弱者（消費者）に分けて考える方法である。しかし、果たして必ずしもそうであろうか。唯一絶対なる基準なるものがあるわけではない。貸す側がもっとしっかり調査して貸せばいいのではないか。借りる側も返済の当てがなければ、債権者にこれ



以上迷惑をかけないようにするために、借りなければよいのではなか。自己管理がなっていないのではないか。

それはともかくとして、感情的に言えば、そこまでして債務者を追い詰めるのはなぜだろうか。実際目の前に来た相談者は、日々借金の取り立てに追われ肉体的にも限界にきている様に見える。

この相談者は今何のために生きているんだろうか。借金返済のための金策だけが、いまこの相談者の全人生なのだろうか。生きて行

## クレジット・サルベイメント会社に参画して

く上での人生目標はなんだろうと相談を受けながら思ったりもした。このように考えると、人間らしい生き方をするために、憲法で保障されている個人の尊厳からすると、破産するのは、債務者（消費者）の権利である、との主張も正しいように思える。

確かに、20分や30分の相談でそ

の人の評価してかわいそうだと判断するのは自惚れである。

しかし、もしかしたらより人間的に生きて行くための条件整備（借金整理）に少しでも役立てるのであれば、司法書士としてこれからも続けて行くべき職務であろう。



# クレサラ問題についての県司法書士会 の一連の取り組み経過

(司法書士青年の会・自己破産研究会等を含む)

平成 2 年 8 月 14 日 青年の会研修会  
「消費者破産手続きについて」

平成 4 年 2 月 青年の会知念高校での特別講義  
「自己破産について」  
6 月 琉球新報社「多発する自己破産」連載  
10月24日 県会裁判事務事務特別研修  
「消費者破産手続きについて」

平成 5 年 7 月 9 日 青年の会沖縄大学で市民法律教室 参加53名  
「自己破産の基礎知識とかしこいカード利用のすすめ」  
9 月 25 日 青年の会クレサラ110番勉強会 参加10名  
「利息制限法」  
「出資法」  
10月25日 青年の会クレサラ110番勉強会 参加 9 名  
「多重債務整理=総論」  
11月 2 日 青年の会クレサラ110番勉強会 参加 8 名  
冊子「借金整理の対処法」討論  
11月 5 日及び 6 日 青年の会「クレサラ110番」  
2 日間で113件の電話相談 参加13名  
11月16日 青年の会クレサラ110番勉強会 参加16名  
「任意整理と調停の活用」  
平成 6 年 1 月 22 日 県会裁判事務研修会 参加78人

「クレジット・サラ金等多重債務の解決方法」

全国クレサラ対協 木村弁護士

2月10日 司法書士自己破産研究会発足 (会員18人)

「自己破産の案内」冊子 1200冊発行

2月26日 県会裁判事務特別研修会

「破産法」 県弁護士会大城弁護士

「最近の消費者問題」県消費生活センター 許田所長

3月19日 県会裁判事務特別研修会

「民事調停について」 國吉会員 (調停委員)

「那覇地裁における破産手続きのながれ」

那覇地裁 宮城書記官、上原書記官

9月28日 県会多重債務者相談会に向けた研修会

「利息損害金に対する金利規制」

10月15日 「自己破産の案内」第二版発行 800冊

研究会会員増加 合計28人

10月19日 県会多重債務者相談会に向けた研修会

「破産法の基礎知識」 県弁護士会新垣弁護士

10月24日 県会多重債務者相談会に向けた研修会

「自己破産の案内」

10月29日 県会多重債務者相談会電話相談 (112件)

書士会館にて、電話 4台、会員30人

10月30日 県会多重債務者相談会面接相談 (148件)

那覇会場 会員20人

中部会場 会員15人

11月9日 県会多重債務者相談会実施後の研修会

受託事例の紹介及び検討

11月30日 県会多重債務者相談会実施後の研修会

受託事例の実務処理の報告

11月～12月 沖縄タイムス社「自己破産 実態を追う」連載

- 平成7年1月20日 県会短大付属高校で出張講座 参加240名  
「かしこいカードの利用法」
- 同日 青年の会沖縄国際大学で特別講座 参加100名  
「自己破産について」
- 2月9日 県会那覇商業高校で出張講座 参加250名  
「かしこいカードの利用法」
- 2月15日 自己破産研究会  
「沖縄における自己破産の実態」1200冊発行  
同冊子の配付（事務局での配付分のみ）  
沖縄県庁金融課・相談室 総合事務局財務部  
那覇市役所（市民活動課、福祉部）  
県消費生活センター  
那覇地方裁判所 那覇簡易裁判所  
全青司各単位会長 全国サラ対協事務局
- 平成8年1月15日 九州ブロック新入会者研修会 参加60人  
利息制限法・出資法等講義  
「自己破産と調停の手引」発行・講義（500冊）
- 1月15日 「自己破産の案内」改定増刷 2000冊発行  
研究会会員 42名へ増加  
司法書士会員の購入分 1200冊  
市役所・県庁相談室へ 100冊（無料提供）  
県庁貸金係へ「自己破産と調停の手引」贈呈
- 2月9日 県会中部商業高校で出張講座 参加300名  
「かしこいカードの利用法」
- 2月16日 司法書士会八重山支部研修会 参加8名  
「自己破産と調停の手引」
- 2月17日 県会パネルディスカッション  
「自己破産と調停等 実務体験からの問題提起」  
パネラー 県会会員5名 参加45人位

2月24日 県会特別研修会

「消費者教育からみた多重債務」

講師 花城梨枝子琉大助教授 参加45人位

3月2日 県会特別研修会

「自己破産の手続き」 参加50人

3月5日 県会記者会見

「平成7年 沖縄に於ける自己破産の実態」

会執行部 マスコミ4社

3月9日 県会「クレジット・サラ金問題相談会」

那覇会場 NTT会館

会員 (約20人) 花城助教授

相談者 37件

(テレビ2社、新聞社2社取材)

中部会場 北谷町商工会会館

会員 (約12人) 相談者 34件

3月10日 県会「クレジット・サラ金問題相談会」

那覇会場 NTT会館

会員 (約17人) 花城助教授

相談者 77件

中部会場 北谷商工会会館

会員 (約8人) 相談者 32件

3月19日 県会 記者会見

クレサラ相談会のまとめについて

会執行部 タイムス・新報両社

23日 県会 補助者研修会

「自己破産の手続きについて」 参加者52名

[参考] 沖縄県司法書士無料法律相談センターでの相談

平成7年度 総相談件数 157件

うちサラ金相談 66件

沖縄における多重債務者の実態  
1996年5月25日 発行  
沖縄県司法書士会  
那覇市久茂地2丁目4番18号  
電話 098-867-3526